

令和 年 月 日

自衛隊兵庫地方協力本部長 殿

事業所の名称

事業所の所在地

代 表 者

担 当 者

電 話

地本長認定協力事業所認定申請書

地本長認定協力事業所の認定を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 事業所の従業員の数

	名
--	---

2. 予備自衛官等の雇用状況

	氏 名	雇用年月日	予備自衛官等の区分
1		S・H . .	即・予・補
2		S・H . .	即・予・補
3		S・H . .	即・予・補
4		S・H . .	即・予・補
5		S・H . .	即・予・補
6		S・H . .	即・予・補
7		S・H . .	即・予・補
8		S・H . .	即・予・補
9		S・H . .	即・予・補
10		S・H . .	即・予・補

地本長認定協力事業所認定申請書（続き）

	氏 名	雇用年月日	予備自衛官等の区分
11		S・H . .	即・予・補
12		S・H . .	即・予・補
13		S・H . .	即・予・補
14		S・H . .	即・予・補
15		S・H . .	即・予・補
16		S・H . .	即・予・補
17		S・H . .	即・予・補
18		S・H . .	即・予・補
19		S・H . .	即・予・補
20		S・H . .	即・予・補
21		S・H . .	即・予・補
22		S・H . .	即・予・補
23		S・H . .	即・予・補
24		S・H . .	即・予・補
25		S・H . .	即・予・補
26		S・H . .	即・予・補
27		S・H . .	即・予・補
28		S・H . .	即・予・補
29		S・H . .	即・予・補
30		S・H . .	即・予・補

3. 防衛省ホームページへの掲載

事業所名の掲載を（ 希望します ・ 希望しません ）。

掲載する事業所名

事業所ホームページアドレスの掲載を

（ 希望します ・ 希望しません ・ ホームページはありません ）。

掲載する事業所ホームページアドレス

## 地本長認定協力事業所認定申請書記入要領

### ○ 共通事項

- ・ 「事業所」とは、法人その他の団体（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）又は事業を行う個人の事務所又は事業所をいいます。
- ・ 「従業員」とは、常時使用する労働者をいいます。
- ・ 「予備自衛官等」とは、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をいいます。

### ○ 予備自衛官等協力事業所の種類

- ・ 予備自衛官等協力事業所には、防衛大臣が認定する「大臣認定協力事業所」と、各地方協力本部長が認定する「地本長認定協力事業所」の2種類があります。
- ・ 本申請書は、「地本長認定協力事業所」の認定を受けるためのものです。
- ・ 「大臣認定協力事業所」は、地方協力本部長の推薦により、「地本長認定協力事業所」の認定を受けている事業所のうちから認定されます。

### ○ 事業所の従業員の数

- ・ 前年度の9月1日から今年度の8月31日までの間のいずれかの日における従業員の数を記入してください。

### ○ 予備自衛官等の雇用状況

- ・ 今年度の8月31日における予備自衛官等の雇用状況を記入してください。
- ・ 「雇用年月日」とは、予備自衛官等である雇用者が法人等に雇用された年月日をいいます。予備自衛官等である雇用者が、一の法人等の中において、地本長認定協力事業所の認定を受けようとする事業所に転勤した年月日とは異なります。
- ・ 「予備自衛官等の区分」については、即応予備自衛官は「即」、予備自衛官は「予」、予備自衛官補は「補」に「○」を付けてください。

## 申請にあたっての注意事項

- 予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間内であって、当該有効期間の末日の直前の10月1日から12月31日までの間に、基準（※）を満たしているか確認致します。基準を満たしている場合には、有効期間は3年延長されます。基準を満たしていない場合には、有効期間について1年の猶予期間を置き、翌年度に、再度基準を満たしているか確認致します。この時、基準を満たしている場合には、有効期間は遡って3年延長されます。基準を満たしていない場合には、認定は失効致します。

※ 予備自衛官又は即応予備自衛官が常時勤務する事業所（1任期目の予備自衛官が1人のみ常時勤務するものを除きます。ただし、即応予備自衛官として1任期以上勤務した後退職し、引き続き予備自衛官に任用された者は、2任期目以降の予備自衛官とみなします。）であること。

※ 国の防衛への協力が認められる事業所であること。

- 防衛省は、予備自衛官等協力事業所に認定された事業所に係る情報（名称、所在地等）を防衛省、地方協力本部等のホームページ等により、広報します。
- 予備自衛官等協力事業所が認定の取消しを申し出たとき、事業所が廃止されたとき、虚偽の申請により認定がなされていたときときその他予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときは、認定を取り消します。
- 予備自衛官等協力事業所の認定がその効力を失ったとき、又は取り消されたときは、予備自衛官等協力事業所表示証はご返却頂きます。

以上についてご理解を頂いた上で、申請をお願い致します。